覚醒剤原料研究者業務廃止届出書

覚醒剤原料研究者の業務を廃止したので、覚醒剤取締法第 30 条の４の規定により、指定証を添えて届け出ます。

年　　月　　日

住　所

届出義務者続柄

氏　名

印

山梨県知事　　　　　　殿

指定証の番号		第　　　号	指定年月日	年　月　日
研究所	所在地			
	名称			
業務廃止の事由及びその事由の発生年月日				